

回覧

令和3年9月吉日

自治会会員等各位

日本赤十字社千葉県支部
流山市地区長 井崎 義治
(公印省略)

令和3年度赤十字活動資金へのご協力をお願い

自治会の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から赤十字事業の推進につきまして、深いご理解と格別のご支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、日本赤十字社千葉県支部におきましては、皆様の温かいご支援のもと、災害時における迅速かつ効果的な救護活動を展開するため、本年度も様々な活動を積極的に展開していく所存です。

これらの活動を実施するための資金は、公的資金によらず、地域住民の皆様や地域企業の皆様からお寄せいただきます善意の会費・寄付金によって賄われております。

つきましては、「人間を救うのは、人間だ」という赤十字の提唱にご理解をいただき、皆様に赤十字活動へのご支援を賜りたくお願い申し上げる次第です。

寄付はあくまでも皆様の善意によるものであり、強制ではございませんが、赤十字活動にご賛同いただけましたら幸いです。

赤十字活動への深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

問い合わせ先

日本赤十字社千葉県支部流山市地区事務局

流山市役所社会福祉課 社会係

TEL04-7150-6079 Fax04-7158-2727

参考

寄付金等の使途について

皆様からお寄せいただく資金で次のような活動を行います。

(日本赤十字社千葉県支部：令和3年度事業計画の概要より抜粋)

	項 目	金 額	構成比(%)
1	災害救護体制の充実・強化	173,294,000円	22.95
2	健康・安全のため知識と技術の普及	38,019,000円	5.03
3	国際活動の充実	3,023,000円	0.40
4	義肢製作所の運営	48,284,000円	6.40
5	地域における赤十字活動	77,340,000円	10.24
6	管理業務	102,425,000円	13.57
7	赤十字奉仕団による活動	25,882,000円	3.43
8	青年赤十字の活動	30,559,000円	4.05
9	赤十字精神と社旨の普及	103,816,000円	13.75
10	全国的な赤十字事業活動	82,500,000円	10.93
11	各事業共通管理運営	69,801,000円	9.25
	合 計	754,943,000円	100.00

※上記に関するお問い合わせ

日本赤十字社千葉県支部流山市地区事務局

流山市役所社会福祉課 社会係

TEL：7150-6079（直通）FAX：7158-2727

※制度に関するお問い合わせは、日本赤十字社千葉県支部まで

TEL：043-241-7531

日本赤十字社の活動資金

赤十字の活動は、県民の皆様にお寄せいただく活動資金によって支えられています。

- 赤十字活動資金へのご協力は、一人ひとりの自由意思でお願いするもので強制ではありません。
- 赤十字活動資金へのご協力は、自治会、町内会等を通じてお願いしている方法のほか、郵便局や銀行口座からのお振り込み、口座引き落とし、クレジットカードによる方法もごございます。
- 日本赤十字社では、年に500円以上を目安としてご協力をいただいた方々には、赤十字の会員の一人として、活動への継続的な支援をお願いしております。
なお、年2,000円以上のご協力をいただける方々は、支援者として登録させていただき、赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、広報紙などを送付します。

※お問い合わせ・お申込みについては、各市区町村の赤十字窓口または下記までご連絡ください。

令和3年度は皆様からお寄せいただく活動資金で次のような活動を行います。皆様のご協力をお願いいたします。



表彰制度のご案内

日本赤十字社の表彰

金色有功章
累計50万円以上のご寄付をいただいた場合

銀色有功章
累計20万円以上のご寄付をいただいた場合

社長感謝状
金色有功章を受章後、累計50万円以上のご寄付をいただいた場合

国からの表彰

厚生労働大臣感謝状
年度内に一時または累計額が個人は100万円以上500万円未満、法人・団体は300万円以上1,000万円未満のご寄付をいただいた場合、授与申請いたします。

紺綬褒章 天皇陛下からの褒状となります。
個人は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄付をいただいた場合、授与申請いたします。
※分給によるご寄付も対象になります。

税制上の優遇措置のご案内

赤十字活動資金にご協力をいただくと、次の税制上の優遇措置を受けられます。

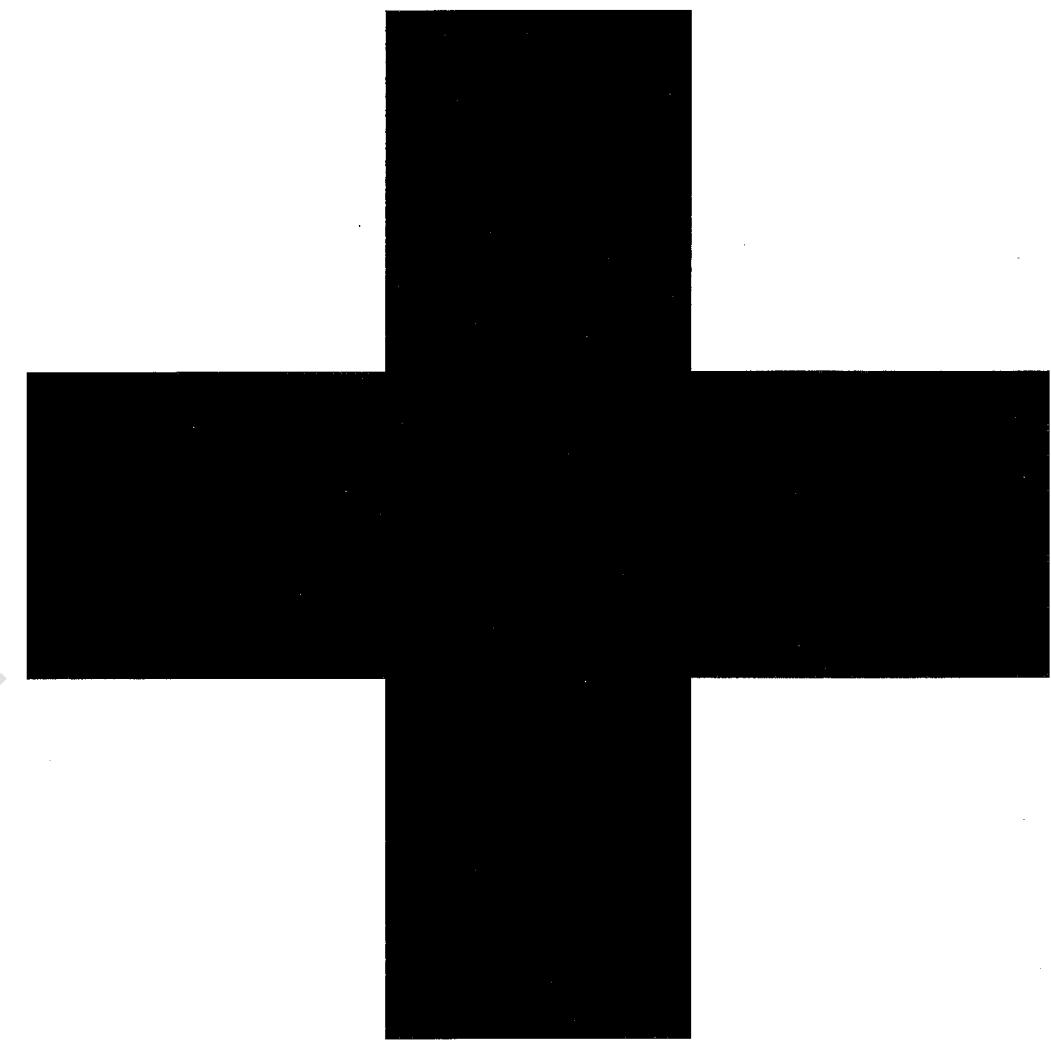
個人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税 (非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。

法人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

災害からいのちを守る赤十字

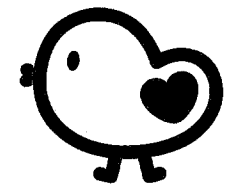


赤十字は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命として、災害時の医療救護活動や、被災者への救援物資の配布、命を救う救急法の普及、赤十字ボランティアの育成等の国内外におけるさまざまな人道的活動を皆様からお寄せいただく活動資金により行っています。



ハートラちゃん

みなさまのご協力をおねがいします。



ハートちゃん

あなたの「救いたい」思いを赤十字に

遺贈・相続財産、お香典返しによる寄付
亡くなられたあとの財産や故人の遺産を社会のために役立ててほしいといった尊い遺志に応えるために、遺贈や相続財産、お香典返しによる寄付を承っております。

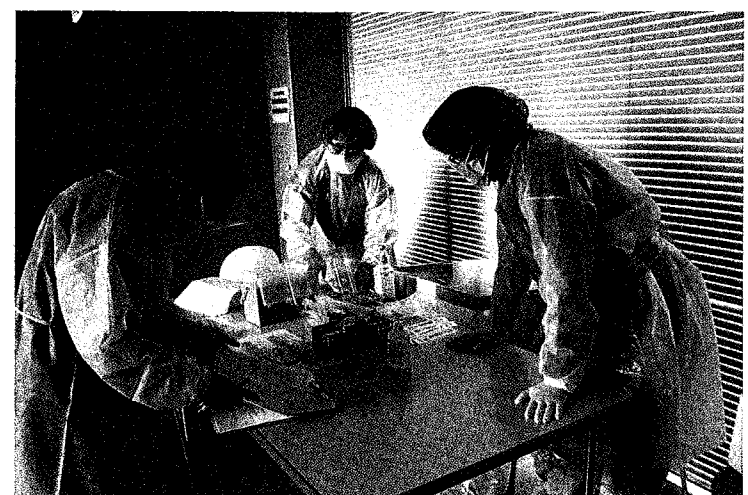
あなたが支える赤十字活動

「苦しんでいる人を救いたい」

日本赤十字社は、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、人のいのちと健康、尊厳を守ることを使命として、世界192か国に組織された赤十字・赤新月社と連携し、国内外において様々な人道的活動を展開しています。



感染症流行下においても災害救護活動を実施します。



新型コロナウイルス等の感染症流行時にも医療救護班を派遣します。



大規模災害や火災・水害等により被災された方に迅速に救援物資をお届けします。



災害時に必要な施設や資機材を整備します。



赤十字奉仕団が地域における高齢者の支援などの様々なボランティア活動を行います。



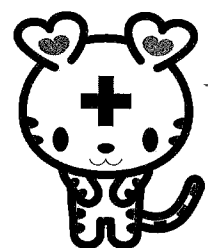
海外の紛争や災害で苦しむ人々を支援します。

赤十字が行う人道的活動

- 災害救護活動
- 健康・安全のための知識と技術の普及 (救急法等の講習)
- 青少年赤十字活動
- 医療事業
- 国際活動
- 赤十字奉仕団による活動 (赤十字ボランティア)
- 義肢製作所の運営
- 血液事業

これらの赤十字活動は、国や県などからの公的資金によらずに、皆様からお寄せいただく活動資金によって支えられています。

赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。



ハートちゃん

1世帯あたり
500円を目安に
ご協力をお願いします。



ハートちゃん

詳しい活動状況はホームページをご覧ください。

日本赤十字社 検索

URL: <http://www.jrc.or.jp/>



あなたのご協力のできること

皆様からお寄せいただく活動資金は様々な活動に活用します。

被災地へ迅速に駆けつけるための装備へ

災害救援車両
1,100万円

避難生活を余儀なくされた被災者の支援へ

緊急セット
1セット3千円

災害用移動炊飯器
1基30万円

毛布
1枚2千円

ひとりでも多くの命を救うための技術の普及へ

心肺蘇生練習用人形
1体2万円

講習用AED
1台7万円

WEB CROSS 電子講習室

インターネットで赤十字の講習を体験しませんか。



とっさの手当や日常生活での事故防止などが学べる救急法講習会を、インターネットを使って体験できます。

詳しくはこちらから

赤十字 WEB CROSS — 電子講習室 —

<http://www.tokyo.jrc.or.jp/application/webcross/>

赤十字 ウェブクロス 検索

